

令和5年8月30日

## 自然災害が予想される場合の児童生徒の登下校について

午前7時の時点で九度山町に「特別警報」・「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」・「暴風雪警報」・「大雪警報」が発令されている時は、登校を見合わせて自宅待機させてください。

- 1 午前11時まで解除された場合は、昼食を食べて安全に十分気をつけて、午後1時30分までに登校させてください。時間割・持ち物等の詳細は担任を通じてお知らせします。
- 2 午前11時以降に解除された場合は臨時休校とします。
- 3 警報が発令されていない場合でも、周囲の状況により危険だと判断される場合は、担任を通じてご連絡し、登校を見合わせていただく場合もあります。
- 4 山崩れ・崖崩れ・河川の氾濫・大雪等、登校が困難な状況が発生した場合は、各ご家庭でお子様の登校の可否についてご判断いただくとともに、至急学校までご連絡ください。
- 5 登校後に上記警報等が発令された時は、状況を判断して下校します。

### ※児童・生徒が在校中に上記の警報が発令された場合

ア：原則として学校に待機し、気象（雨・風・雪等）の状況により安全が確保されるタイミングで下校します。

イ：給食については、可能な限り、食べてから下校します。ただし、下校予定時刻までに給食を提供できない場合は給食なしで下校します。

- 6 その他予期せぬ状況が生じた場合は教育委員会と協議のうえ、対応を決定します。

• 河根小学校 54-2270 河根中学校 54-2188